ごあいさつ

2011年3月11日に発生しました東日本大震災におきまして、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様、避難を余儀なくされている皆様に対して、心からお見舞い申し上げます。

原子力機構では、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生直後から、政府をはじめ関係自治体に対して、事態の収束に向け全面的に協力を行って参りました。具体的には、我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、あるいは災害対策基本法に基づく指定公共機関として、原子力安全委員会へ専門家を派遣し、技術的助言あるいは科学的知見の提供等を行うとともに、文部科学省等の要請に基づく環境放射線のモニタリングや放射能分析など種々の活動を行って参りました。

さらに、協力・支援活動の一層の充実・強化を図るため、5月6日付で「福島支援本部」を新たに組織しました。同本部は、機構の人的資源の他、研究開発施設・設備などを最大限活用し、今後解決すべき中・長期的な技術的課題に戦略的に取り組むことを目的としたものです。今後、福島原子力発電所事故の復旧支援及び環境支援を行い、一日も早い事故の収束に向けて貢献して参る所存です。

なお、当機構の茨城地区にある研究開発拠点においては、地震及び津波により、原子炉施設等の建家自体への影響はなく、環境への放射性物質の漏えい等、安全上の問題の発生はありませんでしたが、関連施設や一般の建物において大きな被害を受けました。

今後は、これらの供用施設をはじめ被害のあった各施設を一日も早く復旧させるとともに、原子炉施設の安全対策の強化について、全力で取り組んで参ります。

2010年度における環境に配慮した活動につきましては、業務遂行に際して役職員一人ひとりが取り組むべき目標の一つとして「環境基本方針」を定めるとともに、活動を充実させるための努力を行って参りました。本環境報告書は、環境配慮促進法[1)]に基づき、2010事業年度における原子力機構の業務実績を環境配慮の視点からとりまとめたもので、当機構が、原子力の総合的な研究開発に取り組む中で行っている地球温暖化対策に貢献する研究開発や環境配慮活動への取組状況を、地域社会の皆様はもとより、広く国民の皆様にお知らせすることを目的にしています。今後も引き続きこれらの活動をより良いものにできるように努力して参りたいと思います。これらの活動について皆様にご理解いただき、また、忌憚のないご意見などをお寄せいただければ幸いです。

2011年9月

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

理事長 鈴木篤之

1)「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(2004年6月2日 法律第77号)

2010年度環境基本方針

1. 我が国の将来のエネルギーの安定供給、資源の有効利用及び環境負荷の低減・環境汚染の予防などの地球環境の保全を図るため、原子力の総合的研究開発の業務を推進します。

2. 事業運営に当たっては環境への配慮を優先事項と位置付け、環境保全に関する法令、自治体条例等の要求事項を遵守するとともに、安全確保を図りつつ、省エネルギー、省資源、廃棄物の低減を図り、環境保全の向上に努めます。

3. 環境保全に関する情報発信を推進し、国民や地域社会との信頼関係を築くように努めます。